

合意書

久保田誠（以下、「甲」という。）と山田太郎（以下、「乙」という。）は、次のとおり合意する。

（謝罪）

第1条 乙は、甲に対し、甲の妻である久保田花子との間に不貞関係があったことを認め、深く謝罪する。

（慰謝料）

第2条 乙は甲に対し、慰謝料として金200万円の支払義務があることを認め、平成29年11月30日限り、金200万円全額を甲の指定する下記口座に振込むものとする。なお、振込手数料は乙が負担する。

記

振込み口座 ○○銀行○○支店

口座番号 普通預金 **** *

口座名義人 クボタマコト

（関係の解消）

第3条 乙は甲に対し、久保田花子との関係を解消し、二度と不貞行為に及ばないことを固く誓約する。

（守秘義務）

第4条 甲は乙に対し、本件に関し、乙の勤務先や乙の家族に口外しないことを約束する。

（清算条項）

第5条 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるほかには、甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

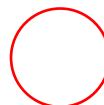
本合意成立の証として本合意書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通保有する。

平成29年11月10日

(甲)

住所 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田〇番地〇〇

氏名 久保田 誠



(乙)

住所 岩手県盛岡市津志田〇番地〇〇

氏名 山田 太郎

